部長及び参事官　　会計発第45号
殿　　令和６年２月27日
所　属　長　　５年保存（係）
本　部　長

遺失物業務におけるスポーツ振興投票券の取扱いについて
（通達乙）

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号。以下「法」という。）におけるスポーツ振興投票券に関する遺失物業務における取扱いに係る留意事項については、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「遺失物法」という。）及び下位法令並びに高知県警察遺失物取扱規程（平成19年12月本部訓令第35号。以下「規程」という。）第15条第３項によるほか、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

１　法の概要

(1)　目的（法第１条関係）

法は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、スポーツを支える者の協力の下にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保等を図り、もってスポーツの振興に寄与し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に資することを目的としている。

(2)　スポーツ振興投票（法第２条、第３条及び第８条第３項関係）

ア　法第２条関係

法第２条において「スポーツ振興投票」とは、サッカー又はバスケットボールの一又は二以上の

(ｱ)　試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券

(ｲ)　競技会の経過又は結果についてスポーツ振興投票券

によって投票をさせ、当該投票とこれらの試合の結果、競技会の経過又は結果との合致の割合が文部科学省令で定める割合（以下「合致の割合」という。）に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、合致の割合ごとに一定の金額を払戻金として交付することをいう。

イ　法第３条関係

法第３条において、スポーツ振興投票は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下　「センター」という。）が法で定めるところにより、

行うことができるものとされている。

ウ　法第８条第３項関係

法第８条第３項において、スポーツ振興投票券に記載する事項その他スポーツ振興投票券に関し必要な事項は、文部科学省令で定めることとされている。

(3)　払戻金及び還付金（法第13条、第17条及び第20条関係）

ア　法第13条関係

法第13条の規定に基づき、センターは、合致投票券と引換えに払戻金を交付する。

イ　法第17条関係

法第17条の規定に基づき、センターは、次の場合で発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに返還金として交付する。

(ｱ)　指定試合等又は特定指定試合等の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったとき（法第17条第１項関係）

(ｲ)　スポーツ振興投票券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により合計することができなかったとき（法第17条第２項関係）

ウ　法第20条関係

法第20条の規定に基づき、払戻金又は返還金（以下「払戻金等」という。）の債権は、１年間行わないときは、時効によって消滅する。

２　遺失物業務における取扱いに係る留意事項

法第19条に規定に基づき署長が措置する際の留意事項については、以下のとおりである。

(1)　法第19条第１項関係

合致投票券又は発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券（以下「合致投票券等」という。）を、遺失物法の規定により保管している署長は、その合致投票券等に係る払戻金等の債権が時効により消滅するおそれがあるときは、センターに対し、払戻金等の交付を請求しなければならない。

(2)　法第19条第２項関係

センターは、上記の請求があったときは、その請求をした署長に対し、合致投票券等と引換えに、払戻金等を交付しなければならないとされている。

(3)　法第19条第３項関係

署長が交付を受けた払戻金等に対する遺失物法及び民法（明治29年法律第89号）第240条の規定の適用については、その払戻金等は、当該署長が保管していた合致投票券等とみなされる。

3　スポーツ振興投票券の記載事項を踏まえた払戻し債権の時効完成年月日の確認及び記録等、所要の措置の徹底（法８条第３項関係）

合致投票券等を、遺失物法の規定により保管している署長は、法第19条の措置を適切に行うため、あらかじめ払戻金の債権の時効完成の予定年月日を知ることができるよう措置を講じておく必要がある。

この点につき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第４条第１項第８号の規定により、スポーツ振興投票券には、払戻し債権の時効完成年月日その他当該債権の効力に関する時効が記載されているので、遺失物法の規定により合致投票券等の提出を受けた署長は、速やかに、当該合致投票券等に記載された払戻し債権の時効完成予定年月日を確認、記録するなど所要の措置を講ずること。

4　その他

関係法令の抜粋を添付する。

平成十年法律第六十三号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、スポーツを支える者の協力の下にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保等を図り、もってスポーツの振興に寄与し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「スポーツ振興投票」とは、次に掲げる行為をいう。

一　サッカー又はバスケットボールの一又は二以上の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によって投票をさせ、当該投票と当該試合の結果との合致の割合が文部科学省令で定める割合（以下この号、第十三条第一項及び第十四条において「試合に係る合致割合」という。）に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、試合に係る合致割合ごとに一定の金額を払戻金として交付すること。

二　サッカー又はバスケットボールの一又は二以上の競技会の経過又は結果についてスポーツ振興投票券によって投票をさせ、当該投票と当該競技会の経過又は結果との合致の割合が文部科学省令で定める割合（以下この号並びに第十三条第一項及び第三項において「競技会に係る合致割合」という。）に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、競技会に係る合致割合ごとに一定の金額を払戻金として交付すること。

（スポーツ振興投票の施行）

第三条　独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、この法律で定めるところにより、スポーツ振興投票を行うことができる。

第三章　スポーツ振興投票の実施

（スポーツ振興投票券の発売等）

第八条　センターは、券面金額百円のスポーツ振興投票券を券面金額で発売することができる。

2　センターは、前項のスポーツ振興投票券二枚分以上を一枚で代表するスポーツ振興投票券を発売することができる。

3　スポーツ振興投票券に記載する事項その他スポーツ振興投票券に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（スポーツ振興投票券の再交付）

第十一条　スポーツ振興投票券は、再交付しない。

（払戻金の交付）

第十三条　センターは、第十二条の規定による通知を受けたとき又は前条第一項の規定により特定指定試合の結果若しくは特定指定競技会の経過若しくは結果を確認したときは、文部科学省令で定めるところにより、スポーツ振興投票券の売上金額（スポーツ振興投票券の発売金額から第十七条第三項の返還金の総額を差し引いた金額をいう。）に二分の一を超えない範囲内において政令で定める率を乗じて得た金額（以下この条において「払戻対象基礎額」という。）について、次の各号に掲げるスポーツ振興投票の区分に応じ、当該各号に定める金額（当該各号に定める金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合にあっては当該券面金額とし、当該各号に定める金額が試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合ごとに政令で定める金額（以下この条及び次条第二項において「払戻金の最高限度額」という。）を超える場合にあっては払戻金の最高限度額とする。）を、合致投票券（試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。）と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

一　第二条第一号に掲げるスポーツ振興投票であってその対象となる試合の数が一であるもの　払戻対象基礎額を各合致投票券に按分した金額

二　第二条第一号に掲げるスポーツ振興投票であってその対象となる試合の数が二以上であるもの　払戻対象基礎額を試合に係る合致割合ごとに配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額（同条において「配分金額」という。）を試合に係る合致割合ごとに各合致投票券に按分した金額

三　第二条第二号に掲げるスポーツ振興投票　払戻対象基礎額を競技会に係る合致割合ごとに配分し、当該配分した金額を競技会に係る合致割合ごとに各合致投票券に按分した金額

2　センターは、前項の払戻金のほか、同項第一号に掲げるスポーツ振興投票において、合致投票券がないときは払戻対象基礎額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、払戻金の最高限度額を超える金額があるときは当該超える部分の金額の総額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、それぞれ、当該スポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

3　センターは、第一項の払戻金のほか、同項第三号に掲げるスポーツ振興投票において、いずれかの競技会に係る合致割合について合致投票券がないときは払戻対象基礎額のうち当該競技会に係る合致割合に配分されるべき金額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、払戻金の最高限度額を超える金額があるときは当該超える部分の金額の総額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、それぞれ、当該スポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

（スポーツ振興投票券の発売の特例）

第十七条　指定試合等又は特定指定試合等の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合等又は特定指定試合等に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

2　スポーツ振興投票券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により合計することができなかったときは、その合計することができなかった発売金額に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

3　センターは、前二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

（業務の委託等）

第十八条　センターは、文部科学省令で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る業務のうち次に掲げる業務を銀行その他の政令で定める金融機関（以下この条において「銀行等」という。）に委託することができる。

一　スポーツ振興投票券の売りさばき

二　合致投票券及び前条第一項又は第二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の受領

三　第十三条の払戻金及び前条第三項の返還金の支払

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務

2　銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。

3　銀行等が行う前項の業務の運営に関し必要な事項は、内閣府令、文部科学省令で定める。

（警察署長の措置等）

第十九条　遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の規定により合致投票券又は第十七条第一項若しくは第二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券（以下この条において「合致投票券等」という。）を保管している警察署長は、その合致投票券等に係る第十三条の払戻金又は第十七条第三項の返還金（以下この条及び次条において「払戻金等」という。）の債権が時効により消滅するおそれがあるときは、センターに対し、払戻金等の交付を請求しなければならない。

2　センターは、前項の規定による請求があったときは、第十三条又は第十七条第三項の規定にかかわらず、その請求をした警察署長に対し、合致投票券等と引換えに、払戻金等を交付しなければならない。

3　前二項の規定により警察署長が交付を受けた払戻金等に対する遺失物法及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百四十条の規定の適用については、その払戻金等は、その警察署長が保管していた合致投票券等とみなす。

（払戻金等の債権の時効）

第二十条　払戻金等の債権は、これを行使することができる時から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。

平成十年文部省令第三十九号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則

（スポーツ振興投票券に記載する事項）

第四条　スポーツ振興投票券には次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　スポーツ振興投票の名称

二　スポーツ振興投票券の発売者

三　法第十八条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の名称

四　スポーツ振興投票に係る指定試合等又は特定指定試合等についての投票の内容

五　スポーツ振興投票券の券面金額（法第八条第二項のスポーツ振興投票券については、券面金額を合算した額）

六　法第十一条に掲げる事項

七　十九歳に満たない者等のスポーツ振興投票券の購入等の禁止に関する事項

八　スポーツ振興投票券の払戻し債権の時効完成予定年月日その他当該債権の効力に関する事項